

3. 賃金支払いに関する規制改革

福岡市提案

- ### ニーズ
- 働き方に応じた方法で賃金を受け取りたい (労働者)
 - 優秀な人材を確保したい (企業)
 - 賃金の振込や受け取りの手間をなくしたい (両者)

現状

賃金は**労働者**に
通貨 (振込) で**直接**支払うことが必要

※労働基準法(昭和22年法律第49号)(抄)
第二十四条 賃金は、**通貨**で、**直接労働者**に、その全額を支払わなければならない。(略)



提案

**1日の実績賃金から、
企業の口座を通じ決済可能に!**



**規制改革で
労働者と企業のニーズを解決**



「働き方改革」と新たな消費行動の創出を推進

さらに 銀行口座を持たない層が購買手段を持てるようになることで、
日本の技術が世界の貧困撲滅対策にも貢献 **世界で20億人**

1. 「労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）（抄）」

第三章 賃金

（賃金の支払）

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2. 未来投資戦略「第2 具体的施策」 より

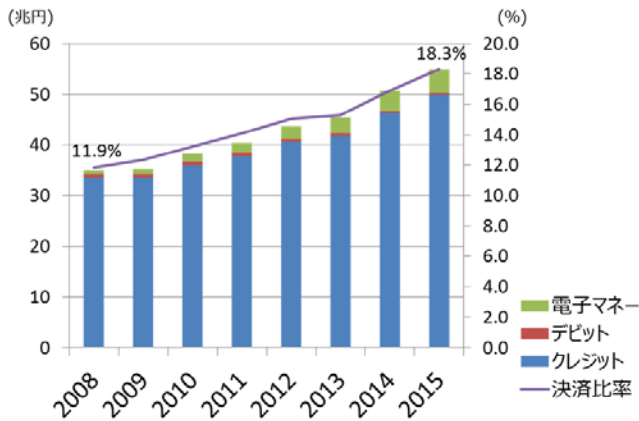
① 「I Society5.0に向けた戦略分野 5. FinTechの推進等」

《KPI》今後10年間（2027年6月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする。

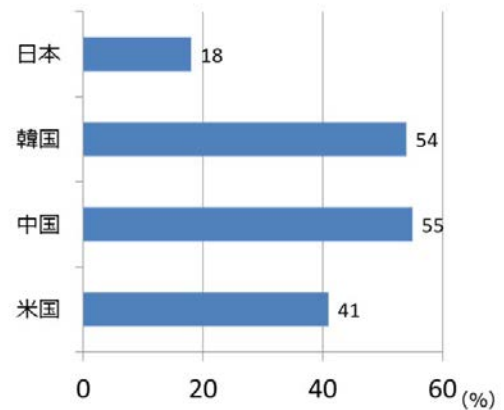
② 「II Society5.0に向けた横割課題 3. 人材育成・活用力の強化」

労働者の健康確保に留意しつつ、副業・兼業を原則として認める方向で副業・兼業の普及促進を図る。

①（参考）日本におけるキャッシュレス化の現状（H29.5 経済産業省「Fintechビジョン」）



（出典）・内閣府「2015年度国民経済計算年報」民間最終消費支出：名目
 ・（一社）日本クレジット協会調査（注）2012年までは加盟クレジット会社へのアンケート調査結果を基にした推計値、平成25年以降は指定信用情報機関に登録されている実数値を使用。
 ・デビット：日本デビットカード推進協議会(J-debitのみ)
 ・電子マネー：日本銀行「電子マネー計数」



（出典）日本は左と同じ。
 その他の国は、EUROMONITOR INTERNATIONAL年次レポート(クレジットカード、デビットカード、プリペイドカード（電子マネー含む）を含む。)

②（参考）兼業・副業に対する働き手の意向

（H29.3 経済産業省「多様で柔軟な働き方」の実態について（各種調査まとめ））



（出典）NPO 法人二枚目の名刺
 「大企業勤務者の副業に関する意識調査結果報告書」（平成29年2月）